

NPO活動補助金一覧（市町村）

市町村名	識別番号	(1) 担当課	(2) 担当課電話番号	(3) 事業名	(4) 事業目的	(5) 事業概要	(6) 他の補助金・助成金との併用	(7) 補助金額・補助率等	(8) 募集時期(H30)	(9) 応募資格	(10) 年度	備考
倉敷市	01	市民活動推進課	086-426-3107	倉敷市市民企画提案事業	地域の課題解決	市民活動団体と行政が一緒になって実施する協働事業や市民活動団体が実施する公益的な自主事業に補助金を交付する	(c)併用不可	自主事業コース：30万円以内、対象経費の90%以内 協働・市民提案コース：50万円以内、対象経費の75%以内 協働・行政提案コース：50万円以内、対象経費の100%以内	10月初旬から11月中旬	・本市内に活動拠点を有すること ・会員が5名以上いること ・1年以上の活動実績があること	(a)以前から実施されており、来年度以降も実施予定	
倉敷市	02	市民活動推進課	086-426-3107	高梁川流域地域づくり連携推進事業	・地域の課題解決 ・地域づくりのノウハウが流域市町に広まり、継承されること	複数の団体が「グループ」を組んで、地域課題の解決に取り組む公益事業に補助金を交付する	(c)併用不可	補助対象経費の10分の10以内で、75万円を限度	4月～5月	・グループが活動拠点となる市町を異にする2つ以上の団体で構成されていること	(b)長期計画的であり来年度も実施が見込まれる	

市町村名	識別番号	(1) 担当課	(2) 担当課電話番号	(3) 事業名	(4) 事業目的	(5) 事業概要	(6) 他の補助金・助成金との併用	(7) 補助金額・補助率等	(8) 募集時期(H30)	(9) 応募資格	(10) 年度	備考
倉敷市	03	保健福祉推進課	086-426-3303	地域福祉基金助成金	民間活動の活発化を図りつつ、地域ぐるみで市民の保健福祉の増進を図る	保健福祉に関わる新規のボランティア活動に対して助成を行う 助成対象事業 (1) 在宅福祉の普及または向上に関する事業 (2) 健康づくり、生きがいづくり、自立支援および社会参加の推進に関する事業 (3) ボランティア活動の活発化に関する事業 (4) その他、委員会が必要と認める事業	(b)民間の助成金のみ併用可	1年目：限度額10万円 2年目：限度額7万5千円 3年目：限度額：5万円	H31.4.1～R1.5.31	本市内に活動拠点を置くボランティア団体又はNPO法人で、新規の事業活動を行おうとするもの（助成金の申請年度の4月1日において新規事業の開始から1年以内のもの）	(a)以前から実施されており、来年度以降も実施予定	

市町村名	識別番号	(1) 担当課	(2) 担当課電話番号	(3) 事業名	(4) 事業目的	(5) 事業概要	(6) 他の補助金・助成金との併用	(7) 補助金額・補助率等	(8) 募集時期(H30)	(9) 応募資格	(10) 年度	備考
倉敷市	04	健康長寿課 地域包括ケア推進室	086-426-3417	認知症カフェ・認知症地域支援推進事業	認知症の人やその家族の支援、介護負担軽減のため、認知症の人とその家族、地域住民など誰もが気軽に集える「認知症カフェ」の運営、設置を推進する	認知症カフェを運営する団体や個人に対して、運営費用を助成する	(c)併用不可	補助率：1/2 限度額：5万円	随時	以下の条件に該当することが必要 (1) 認知症カフェが倉敷市内にあり、10人以上活動できるスペースがあること (2) 毎月1回以上開催すること (3) 認知症の人、その家族、地域住民、専門家が参加できるものであること (4) 市民ボランティアを積極的に受け入れること	(a)以前から実施されており、来年度以降も実施予定	

市町村名	識別番号	(1) 担当課	(2) 担当課電話番号	(3) 事業名	(4) 事業目的	(5) 事業概要	(6) 他の補助金・助成金との併用	(7) 補助金額・補助率等	(8) 募集時期(H30)	(9) 応募資格	(10) 年度	備考
倉敷市	05	生活安全課	086-426-3111	倉敷市地域安全活動補助金	安全で安心なまちづくりを進めることを目的として行う自主防犯パトロール活動に要する経費に対し、補助金を交付する	地域において自主防犯パトロール活動を行う公益性の認められる団体に対して、防犯チョッキ等の消耗品費を対象経費として補助金を交付する	(a)他の補助金(官民間問わず)との併用可	●補助率： 10/10 ●補助限度額： 1団体につき10万円	随時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規約等を定めて活動を行う自治会、PTA等の団体であること</li> <li>・構成員が原則として20名以上であること</li> <li>・毎月1回以上継続的な活動を行うこと</li> <li>・学校、防犯組合、警察署等関係機関と連携が図れること</li> <li>・特定の建物又は施設のみを対象として行う活動ではないこと</li> </ul>	(a)以前から実施されており、来年度以降も実施予定	5年間の補助制限あり

市町村名	識別番号	(1) 担当課	(2) 担当課電話番号	(3) 事業名	(4) 事業目的	(5) 事業概要	(6) 他の補助金・助成金との併用	(7) 補助金額・補助率等	(8) 募集時期(H30)	(9) 応募資格	(10) 年度	備考
倉敷市	06	まちづくり推進課	086-426-3025	倉敷市まちづくり基金事業補助金	地域の歴史と文化を継承する貴重な町並みを守るとともに、地域の魅力の向上、にぎわいの創出等のまちづくり活動を支援する	<p>1 町並み保全・創出支援 町家・古民家の再生整備及び新機能の付与や新規拠点の創出等により、整備物件が周辺エリアの「町並みの保全・創出」「エリア再生」「まち興し」の切っ掛けになることが期待できる事業への支援</p> <p>(1) 町家・古民家再生整備支援 自己所有物件の再生整備</p> <p>(2) 町家・古民家再生整備活動支援 団体等による他者所有物件の再生整備</p> <p>2 まちづくり事業支援 住民や商業者等が協同で、一定のエリアがまとまって取り組むまち興し、エリア再生等を目的に長期的視点に立った「公益に資する」まちづくり活動への支援</p>	(c)併用不可	<p>1 町並み保全・創出支援 (1) 町家・古民家再生整備支援事業費の1/2以内(上限300万円/件) (2) 町家・古民家再生整備活動支援・物件を借受する場合事業費の4/5以内(上限150万円/件) ・物件を借受しない場合事業費の1/2以内(上限50万円/件)</p> <p>2 まちづくり事業支援 事業費の2/3以内(上限100万円/件)</p>	<p>随時</p> <p>※ただし、審査の都合上、年に数回、募集の締切時期を設けている</p>	<p>市民(特定目的会社、団体等の場合は市民が中心となって設立した組織)であって、市税を完納している下記の者(その他、詳細要件あり)</p> <p>1 町並み保全・創出支援 (1) 町家・古民家再生整備支援 ・物件所有者 ・特定目的会社 (2) 町家・古民家再生整備活動支援 ・団体等</p> <p>2 まちづくり事業支援・団体等</p>	(a)以前から実施されており、来年度以降も実施予定	事前相談が必要

市町村名	識別番号	(1) 担当課	(2) 担当課電話番号	(3) 事業名	(4) 事業目的	(5) 事業概要	(6) 他の補助金・助成金との併用	(7) 補助金額・補助率等	(8) 募集時期(H30)	(9) 応募資格	(10) 年度	備考
倉敷市	07	まちづくり推進課	086-426-3025	倉敷市中心市街地活性化まちづくり事業補助金	市民のまちづくりへの主体的な参加を促すとともに、中心市街地の活性化を図る	<p>中心市街地活性化まちづくり事業（営利を主たる目的とする事業を除く）への補助金交付</p> <p>≪中心市街地活性化まちづくり事業≫</p> <p>（1）中心市街地活性化基本計画に記載されている事業</p> <p>（2）中心市街地の活性化に寄与すると認められる事業であって、にぎわい創出や回遊促進を主たる目的とし、かつ行政課題の検証に資するもの</p>	(c)併用不可	原則、事業費の2/3以内（上限100万円/件）	随時	中心市街地活性化まちづくり事業を行う団体（地方公共団体その他これに類するものを除く）	(b)長期計画的であり来年度も実施が見込まれる	事前相談が必要

市町村名	識別番号	(1) 担当課	(2) 担当課電話番号	(3) 事業名	(4) 事業目的	(5) 事業概要	(6) 他の補助金・助成金との併用	(7) 補助金額・補助率等	(8) 募集時期(H30)	(9) 応募資格	(10) 年度	備考
倉敷市	08	まちづくり推進課	086 - 426 - 3025	倉敷市水島中心地域まちづくり事業補助金	市民のまちづくりへの主体的な参加を促すとともに、水島中心地域の活性化を図る	水島中心地域まちづくり事業（営利を主たる目的とする事業を除く）への補助金交付  ≪水島中心地域まちづくり事業≫ (1) 水島中心地域の活性化を目的とする啓発・研修活動、情報収集・提供活動、社会実験等の新規事業であって、リフレッシュ構想に記載されているもの (2) 水島中心地域の活性化に寄与すると認められるもの	(c)併用不可	原則、事業費の2/3以内（上限100万円/件）	随時	水島中心地域まちづくり事業を行う団体（地方公共団体その他これに類するものを除く）	(b)長期計画的であり来年度も実施が見込まれる	事前相談が必要

市町村名	識別番号	(1) 担当課	(2) 担当課電話番号	(3) 事業名	(4) 事業目的	(5) 事業概要	(6) 他の補助金・助成金との併用	(7) 補助金額・補助率等	(8) 募集時期(H30)	(9) 応募資格	(10) 年度	備考
倉敷市	09	予防課	086 - 426 - 1194	倉敷市自衛消防施設整備費補助金	市内の自衛消防組織の強化育成及び施設の整備を図るため	自衛消防隊が必要な装備品を購入、買替えなどで整備するときの補助	(c)併用不可	基準装備物品基準額の1/2、又は1/3以内(装備品の種類による)	随時	本市内の各町内の全部又は一部において組織されている自衛消防組織を対象とする	(a)以前から実施されており、来年度以降も実施予定	
	10	人権推進室	086 - 426 - 3255	倉敷市人権啓発活動事業費補助金	市民の人権意識の高揚を図り、人権尊重社会の実現に寄与する	(1) 人権意識の高揚を図るための事業(講演会及び啓発イベント等)で、啓発効果の高いものであること (2) 倉敷市内で開催される事業で、広く市民の参加を募って開催されるものであること (3) 補助対象となる事業について、倉敷市または国、県及び他の地方公共団体等から補助や委託を受けていないこと (4) 特定の集団や団体及び個人を誹謗中傷する内容でないこと	(c)併用不可	補助Ⅰ型(啓発実績を求めるもの・別途要件あり): 限度額50万円  補助Ⅱ型(啓発実績を問わないもの): 限度額10万円	第1期: H31.4.8~R1.5.7  第2期: R1.8.1~R1.8.30	岡山県内に事業所等を有するNPO法人や市民団体であって、公益的な活動を行うことを目的とする団体 ※1つの団体が申請できる事業件数は、1年度につき1事業に限る	(a)以前から実施されており、来年度以降も実施予定	事前相談が必要



市町村名	識別番号	(1) 担当課	(2) 担当課電話番号	(3) 事業名	(4) 事業目的	(5) 事業概要	(6) 他の補助金・助成金との併用	(7) 補助金額・補助率等	(8) 募集時期(H30)	(9) 応募資格	(10) 年度	備考
津山市		該当なし										
玉野市	01	協働推進課	0863-32-5567	玉野市協働のまちづくり事業補助金	「玉野市協働のまちづくり事業補助金交付要綱」添付	「玉野市協働のまちづくり事業補助金交付要綱」添付	(c)併用不可	「玉野市協働のまちづくり事業補助金交付要綱」添付	○第1回募集 (H31.4.1～R2.3.31に実施する事業) : H31.1.4～H31.2.8  ○第2回募集 (R1.10.1～R2.3.31に実施する事業) : R1.7.1～R1.8.9	(1) 本市内に所在地を有する団体であること。 (2) 本市内に住所を有する者が5名以上参加していること。 (3) 規約, 会則, 定款等を有していること。 (4) 1事業年度以上継続的に活動をしていること。 (5) 法令等に違反する活動をしていないこと。 (6) 宗教的活動又は政治的活動をしていないこと。 (7) 設立趣旨, 活動内容から補助の対象として不相当と認められないこと。	(a)以前から実施されており、来年度以降も実施予定	

市町村名	識別番号	(1) 担当課	(2) 担当課電話番号	(3) 事業名	(4) 事業目的	(5) 事業概要	(6) 他の補助金・助成金との併用	(7) 補助金額・補助率等	(8) 募集時期(H30)	(9) 応募資格	(10) 年度	備考
笠岡市	01	協働のまちづくり課	0865-69-2123	笠岡市志縁型団体協働のまちづくり事業補助金	地域課題の解決を目指す志縁型団体との協働を推進し、もって持続可能な地域社会の構築に資するため、志縁型団体が笠岡市と協働して実施するまちづくり事業を行うこと	特定の目的を持ち組織された団体で、本市市民活動支援センターに登録した団体（以下「志縁型団体」とする）について、志縁型団体と本市が協働して実施する事業でありその事業が特定の目的に資すると認められた事業について補助する	(a)他の補助金（官民間わず）との併用可	限度額：25万円	R1.4.1～ R1.6.28	(c) 所在地は関係ない	(a)以前から実施されており、来年度以降も実施予定	
井原市	01	協働推進課	0866-62-9508	地域活性化補助金	地域の活性化を図り、よりよい市民生活の実現のために、市内で活動するNPO法人、ボランティア団体等の市民活動団体が自ら企画立案し実施する公益的な事業に対し、補助金を交付するもの	補助対象事業 (1) 地域的又は社会的な課題の解決につながると思われる事業 (2) 地域活性化に効果的なイベント事業	(a)他の補助金（官民間わず）との併用可	補助率：10/10以内 限度額50万円	H30.12.3～ H31.1.31	市内に活動拠点を持つ市民活動団体等	(b)長期計画的であり来年度も見込まれる	井原市の補助金重複は認めない

市町村名	識別番号	(1) 担当課	(2) 担当課電話番号	(3) 事業名	(4) 事業目的	(5) 事業概要	(6) 他の補助金・助成金との併用	(7) 補助金額・補助率等	(8) 募集時期(H30)	(9) 応募資格	(10) 年度	備考
総社市	01	人権・まちづくり課	0866-92-8242	総社市市民提案型事業	効果的な地域課題の解決や市民活動の活性化	市民活動団体等が地域課題の解決等に向けて、自主的、主体的に企画立案、実施する公益性のある事業について補助金を交付	(c)併用不可	補助金額：1事業50万円を上限（千円未満切り捨て） 補助率：補助対象経費の10分の10以内	H30.12.11～ H31.1.12	(1) 1団体につき原則1事業まで。 (2) 以下の要件をすべて満たす団体 ①総社市内で事業を実施可能で、かつ、事業を完遂する見込みがある ②5人以上で構成されていること ③代表者が明らかである ④営利のみを目的としない ⑤政治的活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的としていない ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員の統制下にある団体ではない (3) 事務遂行に必要な人員の不足等により、二次審査の公開プレゼンテーションへの参加及び事業完了後の実績報告ができない場合は、応募・採択を取り消す場合がある。	(a)以前から実施されており、来年度以降も実施予定	

市町村名	識別番号	(1) 担当課	(2) 担当課電話番号	(3) 事業名	(4) 事業目的	(5) 事業概要	(6) 他の補助金・助成金との併用	(7) 補助金額・補助率等	(8) 募集時期(H30)	(9) 応募資格	(10) 年度	備考
高梁市	01	住もうよ高梁推進課	0866-21-0282	高梁市市民提案型まちづくり支援事業	地域課題の解決	市民主体のまちづくりを推進するため、地域の様々な課題解決に向け、市民活動団体等が自主的に企画実施する公共の利益につながる事業を支援。	(c)併用不可	<p>【指定テーマ】</p> <p>①市内で働き続ける雇用環境づくり ②市内に移住・定住する人のために ③若い世代の結婚・出産・子育てのために ④安心して暮らす地域づくりのために ⑤これからの地域を担う「人財」を育てるために ⑥循環型社会構築のために</p> <p>10/10以内(1年目) 3/4以内(2年目) 2/3以内(3年目) 上限50万円</p> <p>【自由テーマ】</p> <p>9/10以内(1年目) 3/4以内(2年目) 2/3以内(3年目) 上限30万円</p>	H31.4.1～ R1.5.7	<p>(1) 原則として1団体1事業まで (2) 以下の要件を全て満たす団体 ①市内もしくは岡山県内に事務所または活動拠点があり。年度内に事業を完遂する見込みがあること。ただし、市外の団体が申請する場合は、市内団体との共同申請とすること。 ②構成員が5人以上で、営利のみを目的としない団体であること。 ③組織の運営に関する規則(規約、会則等)又はこれに準ずるものがあること。 ④宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。 ⑤特定の公職者や政党を推薦し、支持し、反対することを目的とした団体ではないこと。 ⑥暴力団またはその構成員の統制下にある団体ではないこと。</p>	(a)以前から実施されており、来年度以降も実施予定	

市町村名	識別番号	(1) 担当課	(2) 担当課電話番号	(3) 事業名	(4) 事業目的	(5) 事業概要	(6) 他の補助金・助成金との併用	(7) 補助金額・補助率等	(8) 募集時期(H30)	(9) 応募資格	(10) 年度	備考
新見市	01	総合政策課	0867-72-6143	新見市地域づくり推進事業補助金	地域活動等の維持及び強化による地域全体の活性化と地域の自立促進を図る	地域住民が主体的に参画し、明るく住みよいまちを目指した地域づくり活動を支援する	(c)併用不可	補助率：2/3以内 限度額30万円	H31.4.1～ R2.1.31	『補助の対象となる団体等』の要件を満たせば、NPO法人でも申請可能（ただし、市内の団体に限る）	(a)以前から実施されており、来年度以降も実施予定	基本的には、市内の地域団体が活用しており、これまでにNPO法人による活用実績なし
新見市	02	介護保険課	0867-72-6209	新見市公益活動法人等設立支援等補助金	地域における日常生活支援サービスの新たな提供体制の開発及び生活支援活動団体の育成を図る	高齢者等に対する介護予防日常生活支援活動等を目的とする特定非営利活動法人、ボランティア団体等の設立経費及び設立後の自立に要する経費の一部を補助する	(c)併用不可	補助率：定額 (NPO法人設立) 上限20万円 (ボランティア団体等設立) 上限10万円 (NPO自立支援) 上限20万円 (ボランティア団体等自立支援) 上限10万円	H31.4.1～ R2.3.31	住民の主体的参加により、介護保険制度に基づく高齢者等に対する介護予防日常生活支援活動等を行う団体等	(a)来年度以降については検討中	

市町村名	識別番号	(1) 担当課	(2) 担当課電話番号	(3) 事業名	(4) 事業目的	(5) 事業概要	(6) 他の補助金・助成金との併用	(7) 補助金額・補助率等	(8) 募集時期(H30)	(9) 応募資格	(10) 年度	備考
新見市	03	生活環境課	0867-72-6122	新見市公共交通空白地有償運送支援事業補助金	地域の特性に配慮した輸送手段を構築し地域住民の福祉を確保することを目的とする	公共交通空白地有償運送事業を実施する特定非営利活動法人等の事業者に対し、市内において実施する運行時間を定めて運行する公共交通空白地有償運送に係る事業（指定あり）に要する経費の一部を補助する	(c)併用不可	(運行事業) 補助率10/10、上限なし (車両等設備整備事業) 補助率10/10、上限300万円 (運転資格取得事業) 補助率10/10、上限なし ※その他条件あり	H31.4.1～ R2.3.31	市内において実施する運行時間を定めて運行する公共交通空白地有償運送に係る別に定める事業を行うNPO法人等	(a)来年度以降については検討中	
備前市	01	市民協働課	0869-64-1806	備前市ふるさとづくり事業	明るく個性豊かで活力ある地域づくりやふるさとづくりを推進する	まちづくりの推進を目的として、地域づくりやふるさとづくりを行う団体、まちづくり会議に対し、市は補助をする	(c)併用不可	補助率：4/5（まちづくり会議は(10/10)以内（備品購入費及び付帯工事費は、1/2以内） 限度額60万円	H31.3.1～3.31	(a)主事業所が当該行政区内にある場合のみ対象	(a)以前から実施されており、来年度以降も実施予定	補助金交付の適否は市審査委員会にて決定する
備前市	02	市民協働課	0869-64-1806	備前市協働事業提案制度	「備前市まちづくり基本条例」に基づき、地域課題を解決するために市に提案し、市と協働して事業に取り組む	非営利の公益的活動を行う団体、まちづくり会議に対し補助する	(c)併用不可	補助率：2/3以内（まちづくり会議は10/10以内） 限度額20万円	H31.1.4～2.28	(a)主事業所が当該行政区内にある場合のみ対象	(a)以前から実施されており、来年度以降も実施予定	備前市パートナーシップ推進会議によるヒアリング、審査にて採否を決定する

市町村名	識別番号	(1) 担当課	(2) 担当課電話番号	(3) 事業名	(4) 事業目的	(5) 事業概要	(6) 他の補助金・助成金との併用	(7) 補助金額・補助率等	(8) 募集時期(H30)	(9) 応募資格	(10) 年度	備考
瀬戸内市	01	企画振興課	0869-22-1031	瀬戸内市市民活動応援補助金	市民活動団体が、市民意識や地域の実情に即して、自ら企画立案し、実施する公益性の高い活動を公募し、市民と行政との協働によるまちづくりをすすめる。	市民活動団体が市民意識や地域実情に即して自主的・自発的に行う公益活動を公募し、市民と行政との協働まちづくりを推進するために補助する	(b)民間の助成金のみ併用可	<p>■地域活動型（地域に必要な公益性高い事業）限度額50万円 補助率1/2以内</p> <p>■ステップアップ型（事業連続した3年間で計画的に事業と運営体制ステップアップを目指す事業）</p> <p>1年目：200万円 補助率：2/3以内 2年目：150万円 補助率：1/2以内 3年目：100万円 補助率：1/3以内</p>	H30.12.10～H31.1.22	<p>(1) 市内に在住・在勤または在学する者5人以上で構成されていること。</p> <p>(2) 構成員の2分の1以上が市内に在住していること。</p> <p>(3) 活動拠点が市内にあり、かつ、市内において活動を行っていること。</p> <p>(4) 定款、規約、会則その他の定めにより、団体として運営上の規律が確立されていること。</p> <p>(5) 活動が営利を目的としていないこと。</p> <p>(6) 政治的活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的としていないこと。</p> <p>(7) 暴力団又はその構成員の統制下にある団体ではないこと。</p> <p>(8) 定款や規約を有していること。</p>	(a)以前から実施されており、来年度以降も実施予定	ステップアップ型については事前相談会へ参加が必須。地域活動型については任意。

市町村名	識別番号	(1) 担当課	(2) 担当課電話番号	(3) 事業名	(4) 事業目的	(5) 事業概要	(6) 他の補助金・助成金との併用	(7) 補助金額・補助率等	(8) 募集時期(H30)	(9) 応募資格	(10) 年度	備考
瀬戸内市	02	企画振興課	0869-22-1031	瀬戸内市協働提案事業補助金	市民活動団体等が、市と協働で地域課題の解決を図る提案事業を公募し、市民と行政との協働によるまちづくりをすすめる。	市民活動団体、ボランティアグループ、NPO、公益法人、自治会、コミュニティ組織、企業等が市と協働で地域課題の解決を図る提案事業を公募し、市民と行政との協働のまちづくりを推進するために補助する	(b)民間の助成金のみ併用可	1 補助事業上限200万円 補助率：10/10	H31.1.8～1.22	(1) 市内で事業を実施できること。 (2) 構成員が5人以上であること。 (3) 定款、規約、会則その他の定めにより、団体として運営上の規律が確立されていること。 (4) 予算・決算を適正に行っていること。 (5) 政治的活動及び宗教的活動を主たる目的としていないこと。 (6) 暴力団又は暴力団員等の統制下にある団体ではないこと。	(a)以前から実施されており、来年度以降も実施予定	申請前に関係課との事前協議が必須。



市町村名	識別番号	(1) 担当課	(2) 担当課電話番号	(3) 事業名	(4) 事業目的	(5) 事業概要	(6) 他の補助金・助成金との併用	(7) 補助金額・補助率等	(8) 募集時期(H30)	(9) 応募資格	(10) 年度	備考
赤磐市	01	市民生活部 協働推進課	086-955-1114	赤磐市市民活動実践モデル事業	「地域の活性化」と「協働のまちづくり」を推進することを目的とする	<p>提案できる事業は、市内全域を対象とする事業で、次の要件を満たすものとする。ただし、市長が必要があると認める時は、対象とする地域を限定することができる。</p> <p>(1) 公益性及び社会貢献性があり、市との協働により効果的な課題解決や地域の活性化が期待できる事業</p> <p>(2) 先進性、先駆性等の工夫又はアイデアがあり、現在実施されていない事業</p> <p>(3) 赤磐市総合計画の方向性に沿った事業</p>	(c)併用不可	<p>■市民提案型事業 ■行政提案型事業</p> <p>上限額：20万円補助率：10/10（ただし、百円未満の額がある時は、これを切り捨てた額とする）</p> <p>対象経費：提案事業の実施に要する経費（報償費、需要費、役務費、使用料及び賃借料など）</p>	R1.7.31～11.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤磐市協働のまちづくり指針の理念を十分に理解していること</li> <li>・活動の拠点が赤磐市にあり、非営利で活動していること</li> <li>・3人以上で組織され、運営に関する規約が定められていること</li> <li>・1年以上継続した活動を行なっていること、又は今後1年以上の活動の継続性が見込まれること</li> <li>・予算、決算について適正な会計処理が行われていること</li> <li>・応募した事業の企画から実施、運営、完了まで実行できる組織であること</li> <li>・政治活動、宗教又は公益を害する活動を目的としていないこと</li> <li>・赤磐市暴力団排除条例（平成23年赤磐市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員が運営に関与していないこと</li> </ul>	(a)以前から実施されており、来年度以降も実施予定	

市町村名	識別番号	(1) 担当課	(2) 担当課電話番号	(3) 事業名	(4) 事業目的	(5) 事業概要	(6) 他の補助金・助成金との併用	(7) 補助金額・補助率等	(8) 募集時期(H30)	(9) 応募資格	(10) 年度	備考
真庭市	01	交流定住推進課	0867-42-1179	若者と女性の活躍応援事業補助金	若者及び女性の活躍による元気あふれるまちづくりを推進するもの	<p>対象となる事業</p> <p>(1) 補助対象団体自らが企画し、実施するもの</p> <p>(2) 若者及び女性の参画によるまちづくり及び地域活性化の推進を図るもの</p> <p>(3) 若者及び女性の参加機会の拡充及び参加意識の高揚を図るもの</p>	(a)他の補助金（官民間わず）との併用可	限度額15万円	期限なし	市内の民間団体や事業所等	(a)以前から実施されており、来年度以降も実施予定	

市町村名	識別番号	(1) 担当課	(2) 担当課電話番号	(3) 事業名	(4) 事業目的	(5) 事業概要	(6) 他の補助金・助成金との併用	(7) 補助金額・補助率等	(8) 募集時期(H30)	(9) 応募資格	(10) 年度	備考
美作市	01	くらし安全課	0868-72-5202	美作市市民活動団体等支援補助金	自主的な地域づくりの気運の醸成、地域の特色を活かした公共的な課題の解決などを目的とした活動を支援するため	対象となる事業は (1) 保健・医療・福祉に関する事業 (2) 環境美化・保全に関する事業 (3) 地域経済の活性化に関する事業 (4) 教育・文化の振興に関する事業 (5) 市民参加による地域づくりに関する活動 (6) その他市長が特に認める活動	(b)民間の助成金のみ併用可	補助率：2/3以内 限度額10万円	R1年度4.15～5.27	美作市市民活動団体に登録している団体	(備考欄参照)	H30年度より予算計上となる。来年度も実施予定

市町村名	識別番号	(1) 担当課	(2) 担当課電話番号	(3) 事業名	(4) 事業目的	(5) 事業概要	(6) 他の補助金・助成金との併用	(7) 補助金額・補助率等	(8) 募集時期(H30)	(9) 応募資格	(10) 年度	備考
浅口市	01	地域創造課	0865-44-9034	市民提案型協働事業あさくち未来デッサン	市と、住民組織や市民活動団体が協働で事業を実施することにより、「魅力的な地域づくり」・「効果的な地域課題の解決」につなげることを目的とする	市が設定するテーマ（防災、観光振興など）や地域課題解決・地域づくりに向けた自由テーマについて、自治会や市民グループ、ボランティア団体などが実施する公益的な事業を公募し、審査を経て採択された事業の補助を行うもの なお、提案内容や、審査結果、事業の実施状況等について、市の広報紙やホームページ等で情報公開をすることにより、透明性を高め、情報の共有化を図る	(c)併用不可	1事業30万円を上限 補助率10/10以内	H31.4.1～4.12	・5人以上の構成員により組織されており、半数以上が市内に在住・在勤・在学であること ・市内に事務所または活動拠点のある非営利団体であること ・1年以上の継続した活動を行っていること、または今後1年以上の活動の継続が見込まれること	(a)以前から実施されており、来年度以降も実施予定	



市町村名	識別番号	(1) 担当課	(2) 担当課電話番号	(3) 事業名	(4) 事業目的	(5) 事業概要	(6) 他の補助金・助成金との併用	(7) 補助金額・補助率等	(8) 募集時期(H30)	(9) 応募資格	(10) 年度	備考
矢掛町		該当なし										
新庄村		該当なし										
鏡野町		該当なし										
勝央町	01	総務部	0868-38-3111	勝央町特色ある地域づくり事業交付金	少子高齢化等の社会情勢の急激な変化により、地域における町民の社会生活維持が困難になりつつあること等の地域課題を克服するため、町民によって組織された任意の団体、自治組織等が主体となり連携や共助により行う地域力の向上やコミュニティの強化を図るための公益的事業で、先進的でそのプロセスが他の地域のモデルとなる取り組み、事業の創造及び「勝央町元気なまち総合戦略」の趣旨に沿った事業の展開を支援することを目的とする	本事業は、地域課題の解決に向けて、町民の参加と協働のもとで、交付事業者が積極的に医療・福祉、教育、子育て、まちづくり、学術、環境、雇用及び国際協力等に係る公益的事業の提案及び提供主体となり実施する、新たに取り組むソフト事業であり、一過性でなく継続して定着する事業及び「勝央町元気なまち総合戦略」の趣旨に沿った事業に対して補助する	(a)他の補助金（官民間問わず）との併用可	1年目：50万円以内 2、3年目：25万円以内	毎年4月16日～5月15日まで	町民で構成される任意の団体等又は町が定める行政区を単位とする自治組織等	(a)以前から実施されており、来年度以降も実施予定	

市町村名	識別番号	(1) 担当課	(2) 担当課電話番号	(3) 事業名	(4) 事業目的	(5) 事業概要	(6) 他の補助金・助成金との併用	(7) 補助金額・補助率等	(8) 募集時期(H30)	(9) 応募資格	(10) 年度	備考
奈義町		該当なし										
西粟倉村	01	産業振興課	086-728-2134	まちづくり支援事業	町内の住民で組織する団体が地域の課題を自主的に解決し、地域の連帯意識の高揚及び地域の個性を生かしたまちづくりを行う諸活動の経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付する	<p>育成期（団体設立2年以内）</p> <p>①体制の整備、目的意識の共有など、人材育成に関する事業</p> <p>②自ら地域課題を掘り起こし、解決手段を検討および実施するための事業</p> <p>拡充期（団体設立3年以上）</p> <p>①地域特性を生かしたコミュニティ支援事業</p> <p>②都市部など他地域との交流促進事業</p> <p>③移住・定住促進事業</p> <p>④地域資源、伝統文化等の継承を目指した地域再生事業</p> <p>⑤特産品開発事業</p> <p>⑥その他、この事業の趣旨に該当すると認められる事業</p>	(c)併用不可	<p>育成期（2年目以内の団体が事業を実施するために必要な経費）</p> <p>補助率10/10</p> <p>補助限度額10万円</p> <p>拡充期（団体設立3年目以上の団体が事業を実施するために必要な経費）</p> <p>20万円</p> <p>多様な主体が協働で行う事業の上限30万円</p>	R1.4.15～5.10	構成員の半数以上が久米南町に居住又は通勤している者により組織された団体に、特定の候補者、政治団体、宗教団体等の活動または宣伝を目的とした団体を除く。	(d)その他（補助制度の期間が今年度までのため、今後の見通しについては未定。）	

市町村名	識別番号	(1) 担当課	(2) 担当課電話番号	(3) 事業名	(4) 事業目的	(5) 事業概要	(6) 他の補助金・助成金との併用	(7) 補助金額・補助率等	(8) 募集時期(H30)	(9) 応募資格	(10) 年度	備考
久米南町	01	産業振興課	086-728-2134	まちづくり支援事業	町内の住民で組織する団体が地域の課題を自主的に解決し、地域の連帯意識の高揚及び地域の個性を生かしたまちづくりを行う諸活動の経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付する	<p>育成期（団体設立2年以内）</p> <p>①体制の整備、目的意識の共有など、人材育成に関する事業</p> <p>②自ら地域課題を掘り起こし、解決手段を検討および実施するための事業</p> <p>拡充期（団体設立3年以上）</p> <p>①地域特性を生かしたコミュニティ支援事業</p> <p>②都市部など他地域との交流促進事業</p> <p>③移住・定住促進事業</p> <p>④地域資源、伝統文化等の継承を目指した地域再生事業</p> <p>⑤特産品開発事業</p> <p>⑥その他、この事業の趣旨に該当すると認められる事業</p>	(c)併用不可	<p>育成期（2年目以内の団体が事業を実施するために必要な経費）</p> <p>補助率10/10</p> <p>補助限度額10万円</p> <p>拡充期（団体設立3年目以上の団体が事業を実施するために必要な経費）</p> <p>20万円</p> <p>多様な主体が協働で行う事業の上限30万円</p>	R1.4.15～5.10	構成員の半数以上が久米南町に居住又は通勤している者により組織された団体で、特定の候補者、政治団体、宗教団体等の活動または宣伝を目的とした団体を除く。	(d)その他（補助制度の期間が今年度までのため、今後の見通しについては未定。）	



市町村名	識別番号	(1) 担当課	(2) 担当課電話番号	(3) 事業名	(4) 事業目的	(5) 事業概要	(6) 他の補助金・助成金との併用	(7) 補助金額・補助率等	(8) 募集時期(H30)	(9) 応募資格	(10) 年度	備考
美咲町		該当なし										
吉備中央町	01	協働推進課	0866-54-1301	吉備中央町特定非営利法人支援補助金	特定非営利法人吉備高原サラブリトレーニングの支援	吉備中央町協働のまちづくり寄付金条例に基づき収受した寄付金により、NPOの活動支援に充てる。	(b)民間の助成金のみ併用可	寄付金額から必要な経費を差し引いた額	時期指定なし	特定非営利法人吉備高原サラブリトレーニングに限定		平成31年度の事業効果を確認の上、事業継続を決定する。
	02	協働推進課	0866-54-1301	吉備中央町協働でひらく新たなまちづくり実践事業補助金	地域の活性化、住民の連携及び行政との協働のまちづくりを推進するため、住民が主体となって行う新たな地域づくり事業に対して補助金の交付等必要な支援策を講じることによって、地域に根ざした協働による地域づくりを促進することを目的とする。	住み良いまちづくりを目指すために、町民が自主的に行う公共性、公益性のある独創的、先駆的、実験的な新たに始める活動事業に対して町より補助を行う。	(b)民間の助成金のみ併用可	(一般事業) 上限額：20万円 補助率：1/2  (支援事業) 上限額：20万円	時期指定なし	町内に所在する団体で、住民が主体的積極的に協働し、地域の課題を解決する機運を促進する目的で結成し、運営されており、町の振興施策に行政と協働し、共にまちづくりを行うことができる10名以上で構成された団体		平成40年3月31日までの時限立法